

企画の趣旨

山元 一

2012年12月の衆議院議員選挙における自民党の大勝に引き続き、2013年7月に行なわれた参議院選挙における安倍政権の大勝という政治状況の中で、日本国憲法は、その制定以来最大の岐路に立っていることは否定すべくもない。「戦後レジームからの脱却」という政治的意欲を本源的なエネルギーとして展開されている現政権による憲法改正運動は、日本国憲法の下で形成・発展してきた現在の日本社会のあり方そのものに対してどのような評価をするか、という問題を突き付けている（ごく最近では、安倍首相は、2014年3月14日の参院予算委員会でこのスローガンについて言及した）。「戦後レジームからの脱却」への取組みは、集団的自衛権に関する内閣法制局の憲法解釈の変更の模索という《ソフト》な手段による実現の途を両睨み的に追求しながらも、一貫して示されてきた憲法改正への執着は、やはり成文テキスト自体にこだわろうとする姿勢を示している。このような憲法をめぐる状況は、必然的に日本国憲法が明文をもって規定する諸々の基礎概念の再点検をうながす。そこで、現在の日本憲法学はどのような問題に立ち向かう必要があるのか、そしてどのような展望を描くべきなのか、について、その基礎概念の再検討を通じて考えることが企画の趣旨である。

企画は、6つの論説によって構成される。以下、それぞれの論説に委ねられた課題について簡単に述べることとした。

蟻川恒正論文には、「日本国」（前文）における「国家の名誉」（同）を語るテキストとその背後にある国家・個人と憲法の連関の検討が委ねられる。日本国憲法は、隣国たる韓国・中国・台湾・ロシア等の諸国の憲法とは対照的に、この国の歴史や伝統について一切の言及を行うことなく、長い歴史を経て形成されてきた「日本国」という政

治的・社会的共同体の存在を当然の前提とした諸規定を定めている。この憲法はさらに、個人の名誉とは別に、「国家の名誉」が存在することを自明視している。「国家の名誉」が想定されるならば、「国家の名誉」を増進するための諸施策を導入することは当然である、との発想が生まれても不思議ではない（参照、自民党憲法改正草案（2012年4月）3条〔国旗及び国歌〕、4条〔元号〕）。自民党改憲案が雄弁にそのような規定を有していることを踏まえて、国と個人との関係が検討されるべき論点として浮上する。

井上武史論文には、立憲主義と憲法というテーマが委ねられる。日本国憲法は、〈「人類普遍の原理」（前文）としての憲法〉、という見方を前提としている。改憲反対論においては、近代憲法の本質は国家権力を制限するところにある、とする議論が強調され、自民党案については立憲主義のイロハを理解しない改憲案である、との批判が目につく。しかし、先進民主主義国の憲法の規定のありようを醒めた目で眺めてみれば、日本国憲法には見られない義務規定を有する憲法は珍しくなく、近代憲法を範型とする憲法論は余り見られないように思われる。そこで、21世紀における「人類」にとって「普遍」の原理と考えられる憲法や立憲主義とはどのようなものか、そして立憲主義を実現するとは何を意味するのか、という問い合わせに対して比較憲法的視野をもって改めて検討することが急務となる。

西村裕一論文に委ねられるのは、国民を表象する装置をめぐる諸問題である。日本国憲法は、共同体において政治的統合と社会的統合という二種の統合が重層的に併存することを当然の前提にした上で、〈国民を表象する（represent）する装置〉として、「正当に選挙された国会における代表者」

（前文）たる／「全国民を代表する」（43条1項）者たる国会議員と「日本国」および「日本国民統合」の「象徴」たる天皇（1条）という、2つの装置を提供している。日本国憲法によってもたらされた象徴天皇という方は、現在広い国民的コンセンサスを獲得しており、「戦後レジーム」をまさに象徴する制度となっている。このような状況の下で、自民党案は、後者の装置について強化を企図し（天皇の元首化）、「日本国」を「天皇を戴く国家」であると規定しようとしている。そもそも、憲法が、2つの表象装置を装備していることはどのように考えられるべきなのか、そして現代民主主義社会において「象徴」装置をより重視する方向へ向かうことは、日本の人権状況や〈多様な民意からの国家意思形成〉という憲法の課題にとってどのような影響をもたらすのか、が検討される必要がある。

玉蟲由樹論文に委ねられるのは、人権とその制約原理をめぐる問題である。日本国憲法は豊かな人権規定を有しているが、その反面、人権の「濫用」を強く危惧し、人権の「利用」目的は「公共の福祉」に限定される（12条）としており、そのテキストを観察する限りでは、実はかなり人権制約に好意的な規定の仕方がなされている。戦後憲法学は、漠然不明確なこの観念に対して著しい厳格な解釈論上のタガをはめることによって対処してきた（戦後一時期における宮沢俊義の一元的内在的制約説の通説化、但し、現在はそれに対する批判が一般化している）。このような学説の動向を踏まえて、判例も「公共の福祉」についての制約的な理解の仕方を積み上げてきた。これに対して、自民党案はまさに「公共の福祉」が曖昧であるとして、「公益及び公の秩序」に置き換え、その上で人権主体を「個人」から「人」に置き換えるようとしている。このような動向について適切に評価するには、現代の人権状況を踏まえた上で人権についての憲法規範の規定のあり方とそれに対する学説と判例の対応を総合的に再検討することが不可欠である、と考えられる。

上田健介論文に委ねられるのは、「（主権の存する）日本国民の総意」（上諭および1条）をめぐる諸問題である。日本国憲法は国民の「総意」（=統一的国家意思）が存在することを当然の前提としつつ、それを形成するための制度として二院制・議院内閣制・地方自治制・違憲立法審査制・憲法改正国民投票制等を配置している。どのよう

にすれば「日本国民の総意」をよりよく実現するかをめぐっては、これまで、一院制化・首相公選制導入・国民投票制導入・道州制導入・憲法裁判所創設・憲法改正規定の緩和化等の改革案が提出され、その可否や是非が活発に論じられてきた。この点、自民党案は、最後の憲法改正規定の緩和化を除いて、必ずしも積極的な対応を予定するものではない。自民党案は、統治機構改革の面では全くラディカルではなく、保守的といえる。最近、統治運営における政治主導の重要性が強調された一方で（2009年から2012年までの民主党政権）、先進国に共通する動向であるポピュリズム現象が日本でも見られるようになってきている。このような状況の下で、「日本国民の総意」形成を制度改革の文脈でどのように論じればよいのか、という課題が改めて浮上する。

横大道聰論文に委ねられるのは、「国際社会」における「われらの安全と生存」（前文）である。「我らの安全と生存」を、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」確保することを宣言し、それに対応して戦力不保持規定を有しているところに、日本国憲法の最大の特色がある。こうして、憲法は、国連の安全保障体制を前提としつつも、あえて、それを支える制度的理念である集団的安全保障体制への積極的参加ではなく、国家の主体的決断としての〈軍事力なき国家〉というあり方を求めている。明文に反する再軍備が進められたが、冷戦構造の終焉とともに国際貢献への要求が強まるなかで9条解釈はその技巧的性格を一層強めてきた（例えば、イラク特措法における「非戦闘地域」概念）。自民党案は、「平和主義」を標榜しつつ自衛隊を正規の軍隊である国防軍とすることを企図するものであるが、最近では、憲法改正を待たずに政府解釈の変更に基づく集団的自衛権の解禁の可能性も現実化している。他方、最もブリティッシュな国際紛争の形態であると考えられる領土問題をめぐって、近年日韓及び日中間の緊張が高まり、領土的安全性に対する懸念が国民の間で急速に広がってきており、実力による空間的実効的支配が、今日なお国際法の基礎をなしていることを直視しつつ、どのようにして、日本の「安全と生存」を確保し、より確かなものにすることのできる平和主義を展望するのかについて検討する必要が生じている。

（やまもと・はじめ 慶應義塾大学教授）